

令和 3 年度 第 1 回
桐生市公共工事等入札監視委員会会議録

開催期日	令和 3 年 7 月 6 日 (火)
開催場所	市役所 6 階 605 会議室
出席委員	委員 長 松原 雅昭 (大学教授) 委員 長 代理 中山 裕子 (税 理 士) 委 員 白田 佳充 (弁 護 士)
市側出席者	総務部長、契約検査課長、都市整備部長、都市整備部副部長、 地域振興整備局長、水道局長、他約 20 名
	<p>今回の会議においては、次の事項について審議等が行われた。</p> <p>1. 抽出結果の報告</p> <p>今回の抽出当番委員である白田委員から次のとおり抽出結果の報告があった。</p> <p>(抽出結果報告)</p> <p>令和 2 年度下半期に発注した工事 109 件、測量コンサルタント等の委託 5 件の中から、公適債とはどういうものか・同種工事の落札率の違い・不調・入札参加者なし・重伝建地区とは何か・契約金額が高額という点に着目し、7 件を抽出した。</p> <p>2. 抽出事案の審議</p> <p>審議概要は、下記のとおり。</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回の委員会の抽出委員は、中山委員長代理となった。・ 次回の委員会の開催予定日は令和 3 年 11 月 9 日 (火) から 25 日 (木) の間とし、お盆明けに日程調整することとなった。

委員	担当課及び事務局
<p>1. 条件付き一般競争入札 舗装長寿命化事業(公適債)舗装道改良工事 舗装〈担当：土木課〉 〈工事概要〉 施工延長 L=2058.0m 表層工 A=13683.0㎡ 区画線工 一式</p> <p>○公適債とはどのようなものか。</p> <p>○桐生市で公債を発行しているのか。</p> <p>○どのような場合に出るのか、あるいは桐生市が申請しているのか。</p> <p>○公適債に制約はあるか。</p> <p>○金額の大きい工事だが入札参加業者は3者しかないのはなぜか。</p> <p>○なぜ年末になって工事が多いのか。</p> <p>○簡易的な舗装とはどのような工事か。</p>	<p>●正式には公共施設等適正管理推進事業債と言うものです。</p> <p>●市で発行しています。</p> <p>●申請しています。交付税措置の良い起債ができたのでこれを利用しています。</p> <p>●舗装で言うと通常の2層構造の工事は対象外で、あくまでも簡易的な舗装のみが対象になっています。</p> <p>●同時期に他にも集中的に発注しているため、手持ち工事を抱えている業者は応札がなかったと思われます。時期からして不調になる可能性もあったので、3者応札があり、妥当であると思いました。</p> <p>●年間を通して均等に発注できることがベストだと思っていますが、防災安全交付金の補助を利用し舗装補修設計業務を発注し、その結果を基に工事発注となるためこの時期になってしまいました。また、コロナ禍でもあったので年度当初に予定していた工事がずれ込んだ影響もあると思われます。</p> <p>●舗装の弛み、はがれている部分の補修工事です。施工方法としては、既設の舗装を除去し、アスフ</p>

<p>○変更の施工を指示したのは誰か。</p> <p>○工事前に再度調査したら変更が必要になったということか。</p> <p>○変更いたしたいとは市が言ったのか。</p> <p>○途中で増額になった場合、落札できなかった他者がもっと安くできたという場合があるかもしれないが、一度入札したらその業者で決まりか。</p> <p>2. 条件付き一般競争入札 桐生消防署旧東分署解体工事 解体〈担当：建築住宅課〉 〈工事概要〉 桐生消防署旧東分署解体 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延床面積 587.50 m²</p> <p>○解体の相場はあるか。予定価格はどのようにして決めるのか。</p> <p>○2. 旧東分署解体も 3. 市民体育館解体も同じような積算か。</p> <p>○解体工事は造るものがないため安ければ安いほうが良いと思われるがどうか。</p>	<p>ァルトを舗装するというものです。先ほど公適債の対象は簡易的な舗装と言いましたが、1層（表層）の工事が対象です。2層（基層）の工事は補助金の対象となりますが、1層の工事は補助金の対象にならず、公適債の対象となります。</p> <p>●発注者である桐生市です。</p> <p>●そうです。</p> <p>●工事を請け負った会社が起工測量を行います。その後の工事打合せの中で市が必要であると判断すれば変更を認めて指示をします。</p> <p>●あくまでも落札した業者です。</p> <p>●案件ごとに積算し予定価格を決めています。</p> <p>●基本的には同じように積算しています。</p> <p>●各業者の手持ち工事の状況等で応札状況や入札金額に違いが出てきます。受注の熱意が高い業者は金額を下げて入札していると思われます。</p>
--	--

○2. 旧東分署解体工事は「解体」で3. 市民体育館の解体は「建築一式」であるが工事業種の違いはどのようなものか。

○解体業種の登録がある者とはどういうことか。

○廃棄物の処分方法について確認しているか。

○解体の場合は処分を含めて検査しているということか。

○処分場の処理証はでるか。

○桐生市の建物のアスベスト使用については事前に確認しているか。

○アスベスト調査は市が調査会社に依頼しているのか。

3. 条件付き一般競争入札

桐生市民体育館解体工事

建築一式〈担当：建築住宅課〉

〈工事概要〉

市民体育館及びアスファルト等の解体工事

●国土交通省のガイドラインによるもので、総合的な規格、指導、調整により建築物を解体するような工事は建築一式に該当します。

●建築業法で定められている29業種の中の1つに解体業種があります。今回の工事は、解体業としての建築業の許可を持っており、桐生市に本社を有し、桐生市に解体業種の登録をしている業者を対象としています。市民体育館については建築A等級の建設業の資格を持っている業者を対象としています。桐生市は解体業種のランク付けは行っていません。

●発注者として適切な処分をしているかどうか確認しています。廃棄物処理法に基づいて確認しています。

●廃棄物の処理の書類があり、適切に処分されたということを確認しています。

●必ず処理証がでます。

●建物にアスベストが含まれているかは設計前に確認しています。旧東分署は軽微なもので、市民体育館については外壁等に使われていました。事前に業者に依頼し調査していますが、図面のないようなところでアスベストが使われていたと判明した場合は契約変更する場合があります。

●解体の設計を委託する中にアスベスト調査の項目も含まれています。

規模：地上2階地下1階 延べ面積 5349 m²

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 アスベスト含有塗料除去一式

○現場代理人や主任技術者は何人くらいいるか。

○入札参加条件に特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任することとあるが、その資格はどの程度有しているものなのか。

4. 条件付き一般競争入札→指名競争入札
県単林道改良事業 花見ヶ原線改良工事
土木一式〈担当：黒保根支所地域振興整備課〉
〈工事概要〉

施工延長 L=195.2m

土工 一式

舗装工 A=835.8 m²

カゴ工 L=104.0m

コンクリート擁壁工 V=10.1 m³

テラセル擁壁工 A=23.4 m²

○1回目の入札と2回目の入札は内容が変わらないようだが何か違いがあるのか。

○2回不調となったが積算が悪かったのか。

○3回目でテラセル擁壁工が除かれている理由は何か。

●一人ずついます。

●市民体育館解体工事はアスベストの処理が含まれているので元請の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有することを求めました。建築A等級のほとんどの業者には資格を有している技術者がいます。

●2回目は施工条件に工期延期をする旨を付け加えましたが、結果は不調となりました。

●積算については林道の積算基準に則り計算しているため単価としては適正です。施工箇所が山間部であり材料の調達や搬入が難しいことが考えられるので不調という結果になったのではないかと思います。1回目は条件付き一般競争入札で2回目は指名競争入札で実施しましたが、不調となったため3回目は工事内容を見直しました。

●テラセル擁壁工はこれまで採用したことがなく業者もなじみがないと思われたため、見直しの際に除きました。

<p>○必要だったものを除いて問題ないのか。</p> <p>○テラセル擁壁工を除いたことで予定価格はどのくらい変わったか。</p> <p>○業者に事情を聞いたりしないのか。</p> <p>○舗装工事は面積が広がっていて、擁壁工事は面積が小さくなっていることから、道路中心の工事に変わったということか。</p> <p>○テラセル擁壁工にするとコンクリートより緑化ができるのか。</p> <p>○1回目よりも2回目に名乗りを上げた業者が多いのはなぜか。</p> <p>○契約変更の理由で積雪により施工できなかったため延長したとはどういうことか。</p>	<p>●来年度別工事として行う予定です。工事内容については、再度検証して設計していきたいと思います。</p> <p>●約200万円減額となりました。</p> <p>●辞退理由を参考にして見直しています。</p> <p>●令和元年度に台風、大雨で傷んだ部分を分割し、数年かけて補修する予定を組んでいましたが、今回割り振りを変えて調整しました。</p> <p>●緑化もでき、普通のコンクリート擁壁より勾配を立てられるので道路の幅を削らなくて済むという利点があります。</p> <p>●1回目は条件付き一般競争入札で参加業者を募っており、2回目は指名競争入札で桐生市が業者を指名したためです。</p> <p>●元々の工期が短いことから、施工条件明示に工期延長する旨を盛り込んでいるため、工期延長できるようになっています。</p>
<p>5. 条件付き一般競争入札→指名競争入札 流関 雨水渠築造工事 (R 2 相生 1 号) 土木一式 (担当: 下水道課) <工事概要> 700×700mm ボックスカルバート布設工 L=40.0m 付帯工 1式</p> <p>○対象業者のランクが1回目はAとB等級、2回目はA等級、3回目はB等級となっており、A等級の方がランクが上だと思うが、不調となっているのはなぜか。</p>	<p>●2回目はA等級で指名競争入札を行ったところ、県工事の発注時期と重なったため人材が確保できずに不調になったと推測しています。そのため3回目はB等級を指名して行いました。B等級の</p>

<p>○発注時期がこの時期である理由は何か。</p> <p>○A等級で不調になったため、B等級に指名を変えたというのはどのような理由か。他にもこういうことはあるのか。</p> <p>○工事内容は変わっていないが、予定価格が高くなっている理由は何か。</p> <p>○契約変更の理由で隣接地権者の要望によりボックスカルバートの布設の延伸とあるがどうか。</p> <p>○最近不調が多いように感じられるがどうか。不調の原因は何か。</p> <p>○予定金額を上げた理由は何か。</p> <p>○変更が妥当だというのはどう判断しているのか。</p>	<p>業者も人材不足という業者もありましたが3者応札があり成立しました。</p> <p>●雨水対策の工事であるため、出水期や台風時期を避けて発注する必要があります。早く発注すると技術者を工期の間拘束してしまうためできません。</p> <p>●工事はやらなければならないA等級でなければできないという内容ではないためB等級に変更しました。基本的には金額で等級が決まっているためありません。</p> <p>●付近に病院や学校があることから交通誘導員を増員したため設計内容が変わっています。</p> <p>●今回のボックスカルバートは民地に近いところの布設となり、民地を掘らせてもらう必要があります。所有者と相談をした結果、今年度中に越えてほしいという要望があったことから変更しました。</p> <p>●令和2年度の不調件数は中止も含め9件ありました。近年になく多かった印象があります。昨年度の辞退理由の統計を取ると、人材不足が46%で一番多く、その他の別工事受注中、業務多忙という理由も含めると半数以上が人材の問題の理由で辞退しています。近年建設業界は人材不足であり、またコロナの影響もあると思います。</p> <p>●基本的に同じ条件での発注は出来ないことから内容を見直す必要があるためです。全体的に見直して変更可能な部分について変更しています。積算は県の公表単価に則り適正に行っています。</p> <p>●受注業者と現場の状況を確認しながら協議して検討しています。</p>
---	--

○変更理由の置換工とは何か。

○増額が大きい工期の延長も関係しているのか。

6. 一者随意契約

重伝建地区 下水道管渠移設補償工事

土木一式〈担当課：下水道課〉

〈工事概要〉

移設補償工事

φ400mm 管布設工 L=111.40m

φ350mm 管布設工 L=62.20m

φ300mm 管布設工 L=75.25m

マンホール設置工 5箇所、

汚水柵設置工 17箇所、

付帯工 1式

○随意契約の予定価格は公表しているのか。

○業者はどのように積算しているのか。

○重伝建地区とはどのようなものか。

○随意契約にした理由は何か。

●ボックスカルバートを布設する際に基礎の地盤が耐えられるかどうか状況確認するために地面を掘る工事です。

●施工を進めるスパンがあり、長くすると施工性はよくなりますが、交通状況等の現地への影響が出てしまいます。それを加味して短くしていますが、効率が悪くなるためその分金額が高くなってしまいます。

●事後公表しています。

●県の積算単価が公表されています。

●正式には重要伝統的建造物群保存地区といます。文化財保護法に定められている文化庁が所管している制度で本町1、2丁目の古い街並みを保存しようというものです。

●県発注の工事で電線を地下埋設することから、下水道管を移設しなければならなくなりました。電線を埋設すると同時に下水道管も移設するため工期や経費、効率の面を考え県工事の受注業者と随意契約しました。

○変更理由の仮排水工とはどういうものか。

○文化財調査の分も契約金額に含まれるのか。

○増額分が大きいのはなぜか。

○増額しないようにするにはどうしたらよいと思うか。

○工事を進める前に調査をよくして効率良くできないのか。

7. 指名競争入札

凝集沈殿池設備更新工事（3号池）

機械器具設置〈担当：浄水課〉

〈工事概要〉

- ・ 3号フラッシュミキサー更新 1基
- ・ 3-1号フロキュレーター更新 1基
- ・ 3-2号フロキュレーター更新 1基
- ・ 3-3号フロキュレーター更新 1基
- ・ 3-4号フロキュレーター更新 1基
- ・ 3号沈殿池制御盤更新 1面
- ・ 掻寄機駆動装置更新 1台
- ・ 3号沈殿池動力盤機能増設 1式

○フラッシュミキサーとフロキュレータとはどのようなものか。

●既存の下水道管を使いながら新しい下水道管を布設しなければならないため、一度下水をポンプでくみ上げて下流のポンプに流すというシステムを使用し移動させながら工事を行います。また、汚水柵設置工の減工理由として、現場を調査した際に江戸時代の水路の遺構があり、それが文化財にあたることから壊せないためその部分の減工となりました。

●入っていません。文化財調査は県が行っています。

●日数が多くなったことによる仮排水システム賃料の増額です。

●新たに作るものではないので地元の人との調整が必要であり状況によって、工期延期や金額変更は出てきてしまいます。

●文化財として取り扱いが違うことから気をつけて調査しています。

●川の水を水道水に浄水処理するために、始めに沈殿池にて原水の濁質を除去するために薬品を入

○指名業者に市外業者が含まれているのはなぜか。
また、数ある市外業者からどのような基準で選定したのか。

○設備を設置した業者が工事を行わなくても大丈夫なのか。

○労務費が減額になっている理由は何か。

○企業努力として節約した場合は節約した分の何割かを業者がもらえるというような国の制度があったと思うが、今回はあったか。

○更新機器は屋内設置か。

○FRPは紫外線に弱いが問題ないか。

れて攪拌します。その装置がフラッシュミキサーです。その後、凝集剤を添加して濁質を塊にするためにゆっくり攪拌させて固まりを大きくしていきます。その装置がフロキュレータです。塊が大きくなることで自重で沈殿して上澄みがきれいになるという仕組みになっています。

●指名業者については、水道施設の実績のある業者を選定しています。大規模な機械器具を扱える業者は市内には少ないため市外業者も選定しています。市外業者の選定理由は、桐生市に実績があるということを条件とし、梅田浄水場建設時に特定建設工事共同企業体として仕事をしている業者、元宿浄水場創設時から仕事をしている業者を選定しました。

●設置した業者の方が熟知はしていますが、軽微な工事であれば大丈夫です。

●当初設計で考えていたSS400という鉄の材質からFRPというプラスチックの材質に変わったことで材料が軽量化し、作業員数が少なくなったため減額になっています。

●特にありませんが工事内容の採点の際に点数に反映されます。

●屋内だけではありません。

●機器は沈殿池の中に入っているおり紫外線には直接当たらないため問題はありません。また、FRPは薬品に強いという利点もあります。